

## 地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の取扱いについて

令和6年8月27日

## 1 現状

宮代町では地域包括支援センター職員の保健師に準ずる者の具体例は示していない。しかし、あらかじめ要件を具体的に示すことにより、各地域包括支援センターが統一した見解を持つことができるようになり、更にはスムーズな職員採用につながる。

●過去に認めた例:町内の特別養護老人ホームでの勤務経験者

## 2 「保健師に準ずる者」とは

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成 18 年老計発第 1018001 号、最終改正平成 30 年5月 10 日)に次のとおり定められている。

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。(この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。)なお、保健師に準ずる者については、「平成 31 年度より上記かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。」が追加された。

※「公衆衛生業務」について厚生労働省より定義が示されていないことから、地域包括支援センター運営協議会等で検討した上で市町村ごとに規定して差し支えない旨を他市が厚生労働省に確認している。

## 3 今後の宮代町の「保健師に準ずる者」の取扱い(案)

地域ケア、地域保健等に関する経験とは、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではないとされている(3地域包括支援センターに関する Q&A3-1 厚生労働省ホームページ参照)。

このことから、「地域ケア・地域保健の経験」とは、地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し、健康維持・増進につなげる経験があること、少なくとも通所介護等の在宅サービスに看護師として従事していることや訪問看護等の経験を積んでいることが必要である。よって、地域包括支援センター等の経験や介護支援専門員等として地域ケアの経験を有する看護師であれば「経験のある看護師」とみなすことができる。

公衆衛生業務経験とは、医療機関や介護施設及び、介護保険事業所等において、高齢者が円滑な在宅生活を送れるよう、相談支援業務に従事した経験を1年以上有する者とする。